

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年8月2日(2022.8.2)

【公開番号】特開2020-195465(P2020-195465A)

【公開日】令和2年12月10日(2020.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-050

【出願番号】特願2019-101966(P2019-101966)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 620

【手続補正書】

【提出日】令和4年7月25日(2022.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前扉と、

筐体と、

所定の制御基板と、

前記所定の制御基板を収容する所定の基板ケースと、

スタートスイッチと、

所定のエラーを解除可能なリセットスイッチと

を備え、

前記前扉と前記筐体とが施錠可能であり、

前記筐体の背面部には、第1の開口部と第2の開口部とが少なくとも形成されており、

前記第1の開口部から解錠部に対して所定の解錠操作が行われることにより前記前扉と前記筐体とを解錠可能となっており、

前記解錠部は前記第2の開口部から視認可能となっており、

前記前扉が閉鎖しており、且つ前記リセットスイッチが押下されていることを含む所定の状況では前記スタートスイッチの操作が有効となっており、

遊技媒体の差数に関する値が所定の条件を満たすと遊技の進行を停止可能とし、

遊技媒体の差数に関する値が前記所定の条件を満たして遊技の進行を停止した場合であっても、メニュー画面の表示条件を満たすとメニュー画面を表示可能とする

遊技機。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

前扉と、

筐体と、

所定の制御基板と、

40

50

前記所定の制御基板を収容する所定の基板ケースと、

スタートスイッチと、

所定のエラーを解除可能なりセットスイッチと

を備え、

前記前扉と前記筐体とが施錠可能であり、

前記筐体の背面部には、第1の開口部と第2の開口部とが少なくとも形成されており、

前記第1の開口部から解錠部に対して所定の解錠操作が行われることにより前記前扉と前記筐体とを解錠可能となっており、

前記解錠部は前記第2の開口部から視認可能となっており、

前記前扉が閉鎖しており、且つ前記リセットスイッチが押下されていることを含む所定の状況では前記スタートスイッチの操作が有効となっており、 10

遊技媒体の差数に関する値が所定の条件を満たすと遊技の進行を停止可能とし、

遊技媒体の差数に関する値が前記所定の条件を満たして遊技の進行を停止した場合であっても、メニュー画面の表示条件を満たすとメニュー画面を表示可能とする

遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

遊技に関する制御を行う制御手段

20

を備え、

制御手段は、

所定遊技回数における投入数と払出数とに関する演算結果に基づいて有利遊技の管理に関する制御を実行可能である

ことを特徴とする遊技機である。

30

40

50